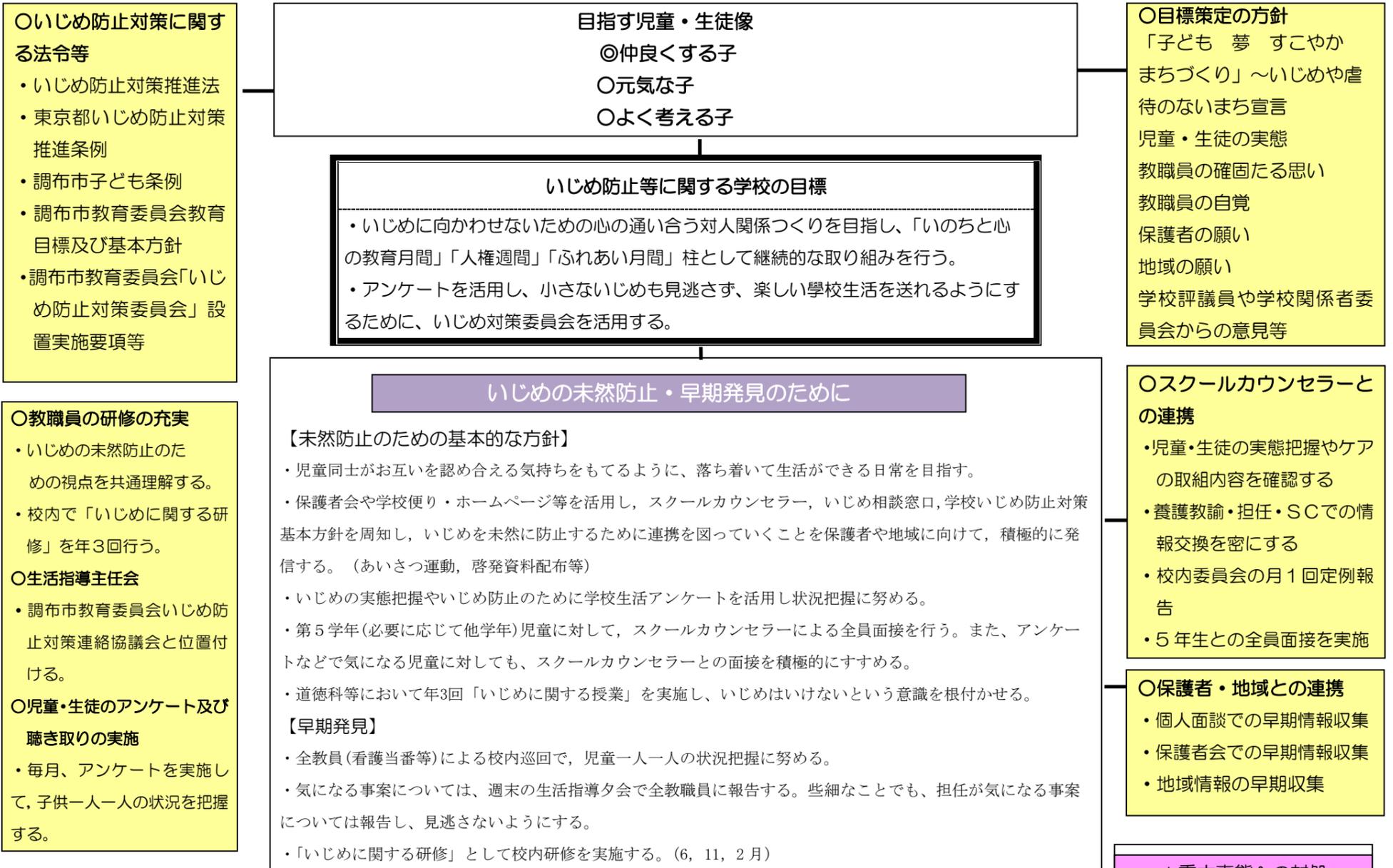


令和4年度 調布市立国領小学校「学校いじめ防止対策基本方針」



具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合）

| | | |
|--|---|--|
| <p>①実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 月1回の友だちアンケート（加害の状況・被害の状況を確認）による調査をし、該当児童への担任による聞き取りを行う。ふれあい月間を3回実施し、状況・様態を確かめる。 | <p>②指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会の設置 友だちアンケートから各学級であがった事案を学年会で早期解消に向けていねいな指導をする。 管理職および生活指導部にその事案をあげ、いじめ防止対策委員会にもかけ、学校組織の事案として対策を練る。 | <p>③＜被害児童・生徒の支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 担任によるケア 学年組織のケア対策強化 家庭との密な連絡・調整 <p>＜加害児童・生徒の指導＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 担任による徹底指導 学年組織の指導力強化 家庭への進言・協力体制の依頼 |
|--|---|--|

生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）

| |
|---|
| <p>●関係諸機関との連携</p> <p>連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）</p> <p>上記事案を綿密に整理し、いじめ防止対策委員会に確認の上、連絡・連携する。</p> |
|---|

*重大事態への対応

- いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順
- ↓
- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
 - ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
 - ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
 - ④警察や児相等との連携
 - ⑤緊急保護者会の開催

年間指導計画

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------|--------------|----------|------------|------|------------|--------|------------|-------|------------|-----|--------|----|
| 各教科 | 本のたからばこ（通年） | | | | | | | | | | 「人権週間」 | |
| 生活指導 | 友だちアンケート（通年） | | ふれあい月間 | | | ふれあい月間 | | | ふれあい月間 | | | |
| 学校行事 | 入学式 | 運動会 | 日光移動教室 | | 八ヶ岳移動教室 | | | 学習発表会 | | 卒業式 | | |
| 特別活動 | 1年生を迎える会 | | | | こどもまつり | | | | 6年生を送る会 | | | |
| 道徳科 | 防災に関する授業 | | いじめに関する授業① | | いのちと心の教育月間 | | いじめに関する授業② | | いじめに関する授業③ | | | |
| 家庭・地域 | 保護者会 | こいのぼりまつり | 保護者会 | 個人面談 | 地域運動会 | | | 保護者会 | 保護者会 | | | |
| | 調布市防災教育の日 | | | | | | | | 耐寒マラソン | | | |